

裁 決 書

宮崎県延岡市北川町長井 4940 番地 2
審査申立人 岩 崎 信

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成 26 年 3 月 25 日に提起された平成 26 年 1 月 26 日執行の延岡市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、宮崎県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、平成 26 年 2 月 10 日に延岡市選挙管理委員会（以下「市委委員会」という。）に対し、本件選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、市委委員会は、平成 26 年 3 月 3 日付けでこれを棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを市委委員会に対する異議申出書、当委員会に対する審査申立書等の主張から要約すれば、次のとおりである。

- 1 市委委員会は、申立人に対し、ポスターの掲示に関する便宜供与を怠り、ポスター掲示場の設置場所を表示した詳細な図面を交付しなかった。また、ポスター貼付けの請負のあっせんも行わなかった。そのため、候補者間に著しい不公平状態が生じたにもかかわらず、市委委員会は、これを解消するための対応を何も行わなかった。これらは、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号。以下「令」という。）第 111 条の 2 並びに憲法第 13 条、第 14 条、第 21 条及び第 31 条に違反する。
- 2 公営施設である北方文化センターを個人演説会の会場として使用するための申請を行ったところ、市委委員会から使用できない旨の通知があった。これに抗議したところ、結果的に使用できることとなったが、個人演説会の開催権を奪う目的の不利益供与行為であったことは明白である。また、使用不可との回答方法が、公職選挙法等執行規程（昭和 30 年延岡市選挙管理委員会規程第 1 号。以下「執行規程」という。）第 7 条に規定する書面によるものでなかったことは、同条に違反する。
- 3 選挙運動用ビラを新聞折込みにより配布しようとしたところ、市委委員会から当該ビラへの証紙貼付けを要求された。16,000 枚もの選挙運動用ビラに証紙の貼付けをさせることは、非人道的であり、信義則違反、公序良俗違反並びに憲法第 13 条及び第 14 条並びに民法第 1 条違反である。また、表現の自由の事前抑制、検閲であり、憲法第 21

条違反である。加えて、市委員会がビラへの証紙貼付けについて何ら便宜供与をしなかったことは、憲法第 21 条違反であり、参政権の侵害、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「国際規約」という。）第 25 条の侵害である。

- 4 告示日から投票日までが 7 日間というのは不当に短い選挙期間である。公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 33 条第 5 項第 4 号では、選挙の期日は、「少なくとも 7 日前」に告示しなければならない旨規定されているが、これは、やむを得ない事情がある場合のみ 7 日前ということであり、特別な理由がなければ 20 日以上選挙期間をとる必要があるものと解される。市委員会が特別な理由なく 7 日間しか選挙期間をとらなかったことは、同号違反であり、自由で公正な選挙の執行を阻害した。
- 5 市委員会発行の選挙公報において、余白の方が候補者の政見等掲載枠よりも大きいのは、延岡市選挙公報の発行に関する条例（平成 18 年延岡市条例第 109 号。以下「公報条例」という。）第 2 条、延岡市選挙公報の発行に関する規程（平成 19 年延岡市選挙管理委員会告示第 64 号。以下「公報規程」という。）第 9 条第 3 項及び国際規約第 25 条違反である。また、当該選挙公報の規格及び様式を決定したとされる選挙管理委員会の議事録には、その旨の記載がないので、公報規程第 9 条第 1 項に違反する選挙管理執行であった。
- 6 選挙の公正さを選挙終了後に検証可能な状態にするために、できる限り詳細な集計記録を残すことは、選挙管理委員会の義務であるにもかかわらず、市委員会が記名式投票と記号式投票の別々の集計結果を記録しなかったことは、選挙の適正手続及び国際規約第 25 条違反であり、選挙の自由公正の原則を阻害する管理執行である。
- 7 憲法違反の選挙制度に基づいて施行された本件選挙は、適正手続を欠き、選挙の自由公正を阻害した。
 - (1) 延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成 6 年延岡市条例第 26 号）第 2 条、第 6 条及び第 9 条は、憲法第 14 条、第 15 条第 3 項及び第 21 条並びに国際規約第 25 条に違反する。選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の費用を公費負担とするか否かを、候補者の得票数によって差別しており、候補者間の公平な競争を阻害するものである。
 - (2) 法第 86 条の 4 の規定により、立候補の届出期間が告示日当日のみに限られているのは、不当な立候補制限であり、憲法第 14 条、第 15 条第 3 項及び第 21 条並びに国際規約第 25 条違反である。
 - (3) 法第 13 章の選挙運動の規制は、全体として表現の自由、参政権の侵害であり、国際規約第 19 条及び第 25 条、憲法第 13 条並びに世界人権宣言第 1 条違反である。
法第 129 条、第 131 条、第 137 条の 2、第 137 条の 3、第 138 条、第 142 条、第 142 条の 3、第 142 条の 4、第 142 条の 6、第 143 条、第 148 条第 3 項、第 164 条の 3、第 243 条及び第 244 条の規定は、いずれも憲法や国際規約等に違反する。
 - (4) 法第 9 条第 2 項において、選挙権を 20 歳以上の者のみに制限することは、憲法第 13 条、第 14 条及び第 15 条第 3 項並びに子どもの権利条約第 12 条及び第 13 条に違反する。また、法第 10 条第 6 項において、被選挙権を年齢満 25 年以上の者のみに制

限することは、憲法第 14 条及び第 15 条第 3 項並びに国際規約第 25 条 b 項に違反する。

- (5) 市長選挙に立候補する条件として、供託金 100 万円を要求する法第 92 条の規定は、憲法第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条及び第 43 条、国際規約第 25 条及び第 26 条並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に違反する。
- 8 平成 26 年 2 月 11 日に市委員会に対して、本件選挙に関する文書の情報公開を求めたが、速やかに開示がなされなかったことは、信義則違反であり、憲法第 31 条並びに法第 1 条、第 6 条及び第 192 条第 4 項違反である。
- 9 延岡市に住民登録されており、選挙人名簿にも登録されているにもかかわらず、20 歳以上の学生の不在者投票及び期日前投票が拒否されており、憲法第 15 条第 2 項、法第 9 条第 2 項及び国際規約第 25 条違反である。若年者の投票率を低下させる選挙の管理執行であり、投票権を奪われた学生が投票できていれば、選挙の結果に異動を生じた。
- 10 投票所の開閉時間の変更は条例によらなければならないにもかかわらず、恣意的に投票時間が短縮されたことは、憲法第 14 条及び第 31 条、法第 40 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 2 項並びに国際規約第 19 条第 3 項ただし書違反である。また、仮に条例化が必要ないとしても、恣意的に国民の基本権を制限することになるものであるから、憲法第 14 条及び国際規約第 19 条第 3 項ただし書に違反する。
- 11 「選挙立会人となるべき者の届出書」に申立人を指定して提出したが、候補者は選挙立会人になれないとして拒否された。候補者が自分自身しか選挙立会人となるべき者を選択できない事情を尊重せず、他の候補者との不平等状態を発生させた法第 62 条第 9 項は、憲法第 13 条及び第 14 条違反である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを受理し、市委員会から弁明書、申立人から反論書の提出を数次にわたり受けた上で慎重に審理を行った。その結果は、次のとおりである。

およそ選挙が無効とされるのは、法第 205 条第 1 項の規定により、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、判例により、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」（最高裁判所昭和 61 年 2 月 18 日第三小法廷判決）するとされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、同じく判例により、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」（最高裁判所昭和 29 年 9 月 24 日第二小法廷判決）とされている。

当委員会は、主として以上の観点から、本件選挙が法第 205 条第 1 項の無効とされる場合に該当するか否かを判断する。

1 申立ての理由 1 について

申立人は、市委員会が、ポスター掲示場の設置場所を表示した詳細な図面を交付しなかったこと、また、ポスター貼付けの請負のあっせんを行わなかったことをもって、申立人に対する便宜供与を怠ったと主張する。しかしながら、市委員会は、他の候補者と公平に同じ内容の図面及び一覧表を申立人に交付しており、また、同様の図面及び一覧表を交付したこれまでの選挙において、ポスターの掲示に支障が出た例はないのであるから、市委員会が申立人の要求する図面を交付しなかったことをもって、便宜供与を怠ったとは言えない。また、令第 111 条の 2 の規定は努力義務を定めたものであるから、市委員会がポスター貼付けの請負を業とする者の情報を持ち合わせていなかったため、あっせんを行うことができなかったとしても、同条に違反したとは言えない。

2 申立ての理由 2 について

申立人は、北方文化センターの使用申請に対し、市委員会から使用できない旨の通知が一旦なされたことについて、個人演説会の開催権を奪う目的の不利益供与行為であると主張する。また、当該通知が書面での通知ではなかったため、執行規程第 7 条に違反すると主張する。しかしながら、市委員会が同施設の使用ができない旨を一旦通知したのは、期日前投票所の入口が同じフロア内にあったことから期日前投票への影響を懸念したためであり、当該通知を口頭で行ったのは、使用不可としたことを早期に知らせる目的によるものであったと認められる。また、市委員会は、その後の検討により、申立人の使用を許可することとしたため、結果的に演説会開催不能の通知は必要なくなったものであり、執行規程第 7 条に違反したとは言えない。

3 申立ての理由 3 について

申立人は、市委員会から選挙運動用ビラへの証紙貼付けを要求されたこと及び当該証紙貼付けについて便宜供与がなかったことにつき、信義則等に違反する旨主張する。しかしながら、市委員会は法第 142 条第 7 項の規定に則った手続を申立人に求めただけであり、また、当該証紙の貼付けについて、選挙管理委員会に便宜供与を義務づける定めはないから、市委員会に申立人の主張する違反はない。

4 申立ての理由 4 について

申立人は、市委員会が特別な理由なく告示日から投票日までの期間を 7 日間しかとらなかつたことについて、法第 33 条第 5 項第 4 号に違反すると主張する。しかしながら、同号の「少なくとも 7 日前」という規定は、やむを得ない事情がある場合のみ 7 日前とする申立人の主張には根拠がなく、市委員会は、規定のとおり、7 日前までに告示したのであるから、同条に違反したとは言えない。

5 申立ての理由 5 について

申立人は、市委員会発行の選挙公報において、余白が候補者の政見等掲載枠よりも大きいのは、公報条例第 2 条、公報規程第 9 条第 3 項等に違反すると主張する。また、当該選挙公報の規格及び様式の決定において、公報規程第 9 条第 1 項違反があったと

主張する。しかしながら、市委員会は、当該選挙公報の規格及び様式を平成 25 年 11 月 20 日開催の選挙管理委員会において決定しているのであるから、公報規程第 9 条第 1 項違反はなく、また、結果として申立人の主張するような余白部分が生じたとしても、当該選挙公報に候補者の政見等を公平に掲載し、余白には選挙に関する啓発事項を適正に掲載の上、発行したと認められる以上、公報条例第 2 条及び公報規程第 9 条第 3 項に違反したとは言えない。

6 申立ての理由 6 について

申立人は、市委員会が記名式投票と記号式投票の別々の集計結果を記録しなかったことが、適正手続及び国際規約第 25 条違反であると主張する。しかしながら、申立人が主張するような集計結果の記録を義務づける定めはなく、市委員会がこれを行わなかったとしても何ら違法となるものではない。

7 申立ての理由 7 について

申立人は、選挙制度について憲法等違反の問題点を主張するが、前述のとおり、選挙が無効とされるのは、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限定されている。その際、問題とされるのは、選挙管理機関の行う具体的な管理執行の手続における違法等についてであり、選挙制度そのものの憲法等違反を理由として選挙無効を主張することはできない。

8 申立ての理由 8 について

申立人は、市委員会に対し、本件選挙に関する文書の情報公開を求めたが、速やかな開示がなく、信義則等に違反する旨主張する。しかしながら、情報公開の手続と本件選挙の手続とは関係がないので、申立ての理由とはならない。

9 申立ての理由 9 について

申立人は、選挙人名簿に登録されているにもかかわらず、20 歳以上の学生の不在者投票及び期日前投票が拒否されていると主張する。しかしながら、そのような事実があったことについての具体的な立証がなく、申立人の主張には理由がない。

10 申立ての理由 10 について

申立人は、条例によらずに投票所の開閉時間が変更され、投票時間が短縮されたことは違法であり、また、仮に、当該変更のために条例を定める必要がないとしても、変更を行うことは憲法等に違反する旨主張する。しかしながら、投票所の開閉時間の変更は、法第 40 条に基づき行うことができるので、条例を定める必要はなく、また、開閉時間の変更自体が憲法等に違反するという申立人の主張は、結局のところ選挙制度の問題に帰着するものであり、これについては、上記 7 で述べたとおり、選挙制度そのものの憲法等違反を理由に選挙無効を主張することはできない。

11 申立ての理由 11 について

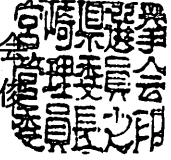
申立人は、候補者が選挙立会人になれない制度が憲法に違反する旨主張するが、上記 7 で述べたとおり、選挙制度そのものの憲法違反を理由に選挙無効を主張することはできない。

以上のとおり、申立人の主張は、いずれも理由がなく、法第 205 条第 1 項に規定する選挙無効の要件には該当しないことから、本件選挙は無効とされるべきものではない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成 26 年 7 月 14 日

宮崎県選挙管理委員会
委員長 後藤 仁俊



受領書

裁決書 1通

ただし、平成26年3月23日付けで提起した平成26年1月26日執行の延岡市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに係る審査申立人あての裁決書

審査申立人

住所 宮崎県延岡市北川町長井4940番地2

氏名 岩崎 信

上記について確かに受領しました。

平成26年 月 日

住所

氏名

印

4 2 0 - 1 0 9 2

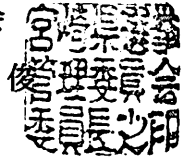
平成26年7月15日

延岡市北川町長井4940番地2

岩 崎 信 様

宮崎県選挙管理委員会

委員長 後 藤 仁 俊



平成26年1月26日執行の延岡市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに係る裁決書の送付について

平成26年3月23日付けで提起のあった標記審査申立てについて、平成26年7月14日付けで裁決したので、公職選挙法第215条の規定により、裁決書を送付します。

なお、受領の上は、同封の受領書に必要事項を記入し、押印の上、返信用封筒により直ちに返送してください。